

【概要】国家情報会議設置法案

1 設置及び所掌事務（第2条・第3条）

- 内閣に、重要情報活動及び外国情報活動への対処（影響工作への対処を含む。）に関する重要事項を調査審議する機関として、国家情報会議を置く。

<調査審議事項>

重要情報活動	外国情報活動への対処
①重要情報活動に関する基本的な方針 ・関係行政機関における重要情報活動の重点 ・関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項 ・情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項	②外国情報活動への対処に関する基本的な方針
③重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価	
④重要情報活動及び外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価	
⑤その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項	

2 組織等（第4条～第6条）

議長	内閣総理大臣
議員	内閣総理大臣臨時代理、内閣官房長官、金融担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣

※会議の出席者は、インテリジェンス関係機関の担当閣僚である上記議員を基本としつつ、議長が必要と認める場合は、調査審議事項の内容に応じ増減

3 資料提供等（第7条）

- 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の調査審議に資する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこととする。

4 附則による内閣法の改正（附則第5条）

- 会議の事務局となる「国家情報局」を内閣官房に設置（内閣情報官及び内閣情報調査室を発展的に解消）。あわせて、同局の企画立案及び総合調整事務等の規定を整備。

